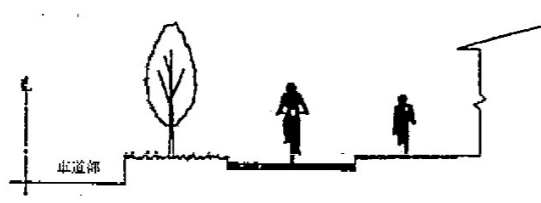



第6編 交通安全
6-3

新	旧																																																																																										
<p>第6編 交通安全</p> <p>1. 歩道及び自転車歩行者道</p> <p>1.1 適用範囲</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>この手引きは県管理の歩道、自転車歩行者道の設計に適用する。なお、自転車道にあつては「第6編交通安全 12. 自転車通行空間」により、歩行者専用道路、自転車専用道路にあつては道路構造令により設計し、この手引きに定めのない事項については次の基準・指針類によることとする。</p> </div> <p style="text-align: center;">表 1.1 基準・指針類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準・指針類</th> <th>発刊期</th> <th>発刊者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路構造令の解説と運用</td><td>H27.6</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>防護柵の設置基準・同解説</td><td>H28.12</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>車両用防護柵標準仕様・同解説</td><td>H16.3</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説</td><td>S60.9</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>立体横断施設技術基準・同解説</td><td>S54.1</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>道路標識設置基準・同解説</td><td>S62.1</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>道路照明施設設置基準・同解説</td><td>H19.10</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>視線誘導標設置基準・同解説</td><td>S59.10</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>道路反射鏡設置指針</td><td>S55.12</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>横断歩道橋デザインガイド</td><td>H5.8</td><td>愛知県道路維持課</td></tr> <tr><td>改訂道路の移動等円滑化整備ガイドライン</td><td>H20.2</td><td>(財)国土技術研究センター</td></tr> <tr><td>改訂路面標示設置の手引</td><td>H16.7</td><td>(社)交通工学研究会</td></tr> <tr><td>路面標示ハンドブック</td><td>H30.10</td><td>(一社)全国道路標識標示業協会</td></tr> <tr><td>道路標識ハンドブック 2019 版</td><td>H30.6</td><td>(一社)全国道路標識標示業協会</td></tr> </tbody> </table> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。(道路構造令第2条)</p> <p>(2) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。(道路構造令第2条)</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1.1 自転車道および歩道</p> </div>	基準・指針類	発刊期	発刊者	道路構造令の解説と運用	H27.6	(社)日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	H28.12	(社)日本道路協会	車両用防護柵標準仕様・同解説	H16.3	(社)日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S60.9	(社)日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	S54.1	(社)日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	S62.1	(社)日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	H19.10	(社)日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	S59.10	(社)日本道路協会	道路反射鏡設置指針	S55.12	(社)日本道路協会	横断歩道橋デザインガイド	H5.8	愛知県道路維持課	改訂道路の移動等円滑化整備ガイドライン	H20.2	(財)国土技術研究センター	改訂路面標示設置の手引	H16.7	(社)交通工学研究会	路面標示ハンドブック	H30.10	(一社)全国道路標識標示業協会	道路標識ハンドブック 2019 版	H30.6	(一社)全国道路標識標示業協会	<p>第6編 交通安全</p> <p>1. 歩道及び自転車歩行者道、自転車道</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>この手引きは県管理の歩道、自転車道、自転車歩行者道の設計に適用する。なお、歩行者専用道路、自転車専用道路にあつては道路構造令により設計し、この手引きに定めのない事項については次の基準・指針類によることとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1 基準・指針類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準・指針類</th> <th>発刊期</th> <th>発刊者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路構造令の解説と運用</td><td>H27.6</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>防護柵の設置基準・同解説</td><td>H28.12</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>車両用防護柵標準仕様・同解説</td><td>H16.3</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説</td><td>S60.9</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>立体横断施設技術基準・同解説</td><td>S54.1</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>道路標識設置基準・同解説</td><td>S62.1</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>道路照明施設設置基準・同解説</td><td>H19.10</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>視線誘導標設置基準・同解説</td><td>S59.10</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>道路反射鏡設置指針</td><td>S55.12</td><td>(社)日本道路協会</td></tr> <tr><td>横断歩道橋デザインガイド</td><td>H5.8</td><td>愛知県道路維持課</td></tr> <tr><td>改訂道路の移動等円滑化整備ガイドライン</td><td>H20.2</td><td>(財)国土技術研究センター</td></tr> <tr><td>改訂路面標示設置の手引</td><td>H16.7</td><td>(社)交通工学研究会</td></tr> <tr><td>路面標示ハンドブック</td><td>H30.10</td><td>(一社)全国道路標識標示業協会</td></tr> <tr><td>道路標識ハンドブック 2019 版</td><td>H30.6</td><td>(一社)全国道路標識標示業協会</td></tr> </tbody> </table> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。(道路構造令第2条)</p> <p>(2) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。(道路構造令第2条)</p> <p>(3) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。(道路構造令第2条)</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1.1 自転車道および歩道</p> </div>	基準・指針類	発刊期	発刊者	道路構造令の解説と運用	H27.6	(社)日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	H28.12	(社)日本道路協会	車両用防護柵標準仕様・同解説	H16.3	(社)日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S60.9	(社)日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	S54.1	(社)日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	S62.1	(社)日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	H19.10	(社)日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	S59.10	(社)日本道路協会	道路反射鏡設置指針	S55.12	(社)日本道路協会	横断歩道橋デザインガイド	H5.8	愛知県道路維持課	改訂道路の移動等円滑化整備ガイドライン	H20.2	(財)国土技術研究センター	改訂路面標示設置の手引	H16.7	(社)交通工学研究会	路面標示ハンドブック	H30.10	(一社)全国道路標識標示業協会	道路標識ハンドブック 2019 版	H30.6	(一社)全国道路標識標示業協会
基準・指針類	発刊期	発刊者																																																																																									
道路構造令の解説と運用	H27.6	(社)日本道路協会																																																																																									
防護柵の設置基準・同解説	H28.12	(社)日本道路協会																																																																																									
車両用防護柵標準仕様・同解説	H16.3	(社)日本道路協会																																																																																									
視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S60.9	(社)日本道路協会																																																																																									
立体横断施設技術基準・同解説	S54.1	(社)日本道路協会																																																																																									
道路標識設置基準・同解説	S62.1	(社)日本道路協会																																																																																									
道路照明施設設置基準・同解説	H19.10	(社)日本道路協会																																																																																									
視線誘導標設置基準・同解説	S59.10	(社)日本道路協会																																																																																									
道路反射鏡設置指針	S55.12	(社)日本道路協会																																																																																									
横断歩道橋デザインガイド	H5.8	愛知県道路維持課																																																																																									
改訂道路の移動等円滑化整備ガイドライン	H20.2	(財)国土技術研究センター																																																																																									
改訂路面標示設置の手引	H16.7	(社)交通工学研究会																																																																																									
路面標示ハンドブック	H30.10	(一社)全国道路標識標示業協会																																																																																									
道路標識ハンドブック 2019 版	H30.6	(一社)全国道路標識標示業協会																																																																																									
基準・指針類	発刊期	発刊者																																																																																									
道路構造令の解説と運用	H27.6	(社)日本道路協会																																																																																									
防護柵の設置基準・同解説	H28.12	(社)日本道路協会																																																																																									
車両用防護柵標準仕様・同解説	H16.3	(社)日本道路協会																																																																																									
視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S60.9	(社)日本道路協会																																																																																									
立体横断施設技術基準・同解説	S54.1	(社)日本道路協会																																																																																									
道路標識設置基準・同解説	S62.1	(社)日本道路協会																																																																																									
道路照明施設設置基準・同解説	H19.10	(社)日本道路協会																																																																																									
視線誘導標設置基準・同解説	S59.10	(社)日本道路協会																																																																																									
道路反射鏡設置指針	S55.12	(社)日本道路協会																																																																																									
横断歩道橋デザインガイド	H5.8	愛知県道路維持課																																																																																									
改訂道路の移動等円滑化整備ガイドライン	H20.2	(財)国土技術研究センター																																																																																									
改訂路面標示設置の手引	H16.7	(社)交通工学研究会																																																																																									
路面標示ハンドブック	H30.10	(一社)全国道路標識標示業協会																																																																																									
道路標識ハンドブック 2019 版	H30.6	(一社)全国道路標識標示業協会																																																																																									

新

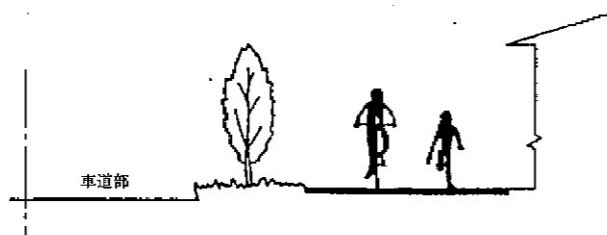


図 1.2 自転車歩行者道

【適用】道路構造令の解説と運用, P. 44~46, 平成 16 年 2 月, (社)日本道路協会

旧

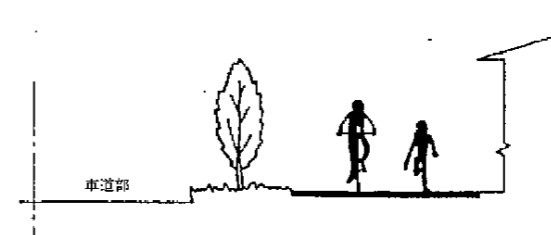


図 1.2 自転車歩行者道

【適用】道路構造令の解説と運用, P. 44~46, 平成 16 年 2 月, (社)日本道路協会

参考 道路交通法との関係

自転車歩行者道は道路交通法上は、道路標識等により普通自転車(車体の大きさが内閣府令で定める基準(長さ 190cm 以下, 幅 60cm, 以下等))が通行できる歩道として扱われており、また、自転車の通行の方法については、歩道の中央から車道寄りを徐行することとされている。

参考のため道路交通法の適用条文を掲げると以下のとおりである。

(普通自転車の歩道通行)

第 63 条の 4 普通自転車は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することができる。

- 2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

自転車歩行者道や歩道において、自転車を通行可能とするためには、都道府県公安委員会による上記の交通規制が必要となるため、事前に都道府県公安委員会に対し上記の交通規制を要請する必要がある。また、この交通規制については道路交通法第 110 条の 2 第 3 項に「公安委員会は……第 63 条の 4 第 1 項……の道路標識等により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路の管理者の意見を聴かなければならない。」と定められている。

したがって、効果を十分に発揮させるためには道路管理者と都道府県公安委員会の綿密な連絡調整が必要となる。

【適用】道路構造令の解説と運用, P. 239~240, 平成 16 年 2 月, (社)日本道路協会

参考 道路交通法との関係

(1) 自転車道

道路交通法第 2 条によると「自転車道」とは「自転車の通行の用に供するため、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された車道の部分をいう。」とあり、車道、歩道などと同様に構造的に明確に区分できることを前提としているので、特に、道路標識等による交通規制は必要とされていないが、これを明確にする必要がある場合には、道路管理者または都道府県公安委員会が道路標識を設置できることとされている。

(2) 自転車歩行者道、歩道

自転車歩行者道は道路交通法上は、普通自転車(車体の大きさが内閣府令で定める基準(長さ 190cm 以下, 幅 60cm, 以下等))に適合する 2 輪または 3 輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの)の歩道通行として扱われており、また、自転車の通行の方法については、歩道の中央から車道寄り、あるいはマーキングの車道寄りを徐行することとされている。

歩道として整備した場合であっても、歩行者の通行に支障がなく、かつ自転車の通行に危険がないと認められる場合で、かつ歩道幅員が 2m 以上(橋梁、高架の道路、トンネル内等で特に必要がある場合は 1.5m 以上)の場合は、自転車の通行が可能である。

参考のため道路交通法の適用条文を掲げると以下のとおりである。

(普通自転車の歩道通行)

第 63 条の 4 普通自転車は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することができる。

- 2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

自転車歩行者道や歩道において、自転車を通行可能とするためには、都道府県公安委員会による上記の交通規制が必要となるため、事前に都道府県公安委員会に対し上記の交通規制を要請する必要がある。また、この交通規制については道路交通法第 110 条の 2 第 3 項に「公安委員会は……第 63 条の 4 第 1 項……の道路標識等により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路の管理者の意見を聴かなければならない。」と定められている。

したがって、効果を十分に発揮させるためには道路管理者と都道府県公安委員会の綿密な連絡調整が必要となる。

【適用】道路構造令の解説と運用, P. 239~240, 平成 16 年 2 月, (社)日本道路協会

新

1.3 歩道及び自転車歩行者道の設置規定

交通安全事業による歩道等の設置については、第2編 道路幅員によることとする。

1.4 歩道等の幅員

1.4.1 歩道等の標準幅員

歩道等の標準幅員については、第2編 道路幅員によることとする。

1.4.2 歩道等の有効幅員

歩道等の有効幅員は、図 1.3を参照とし、建築限界は表 1.2を参照することとする。

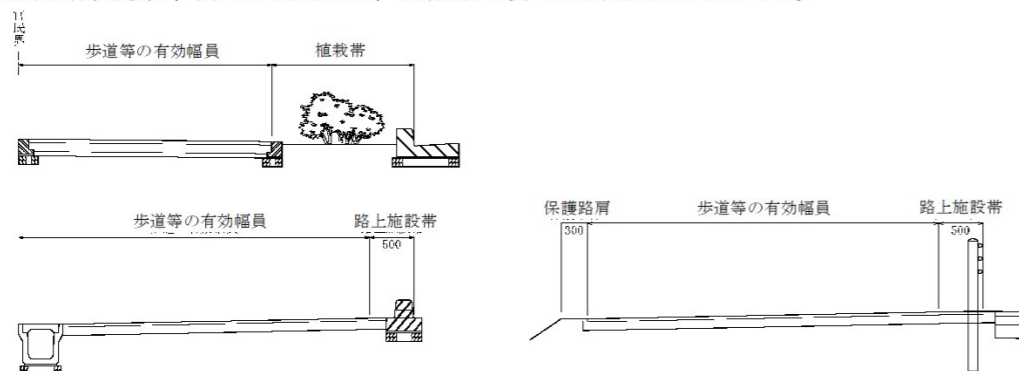


図 1.3 歩道等の有効幅員

表 1.2 歩道等の建築限界

歩道等の建築限界は次の図によるものとする。

歩道	路肩を設ける場合	(1) けなない場合 路上施設を設	車道部の建築限界 2.5m
		(2) ける場合 路上施設を設	車道部の建築限界 路上施設 2.5m
等	路肩を設けない場合	(3) けなない場合 路上施設を設	車道部の建築限界 2.5m 0.25m 0.25m
		(4) ける場合 路上施設を設	車道部の建築限界 路上施設 2.5m 0.25m 0.25m

路肩を設けない場合で路上施設を設けない場合(3)の場合)は、車道の建築限界と歩道等の建築限界とは0.25mだけ重なることになるが、実際には極めてまれなケースである。路上施設を設ける場合は歩道の車道寄りに設けるので、(2)または(4)のようになる。

【適用】 道路構造令の解説と運用, P. 279~280, 平成 16 年 2 月, (社)日本道路協会

旧

1.3 歩道及び自転車歩行者道、自転車道の設置規定

交通安全事業による歩道等の設置については、第2編 道路幅員によることとする。

1.4 歩道等の幅員

1.4.1 歩道等の標準幅員

歩道等の標準幅員については、第2編 道路幅員によることとする。

1.4.2 歩道等の有効幅員

歩道等の有効幅員は、図 1.3を参照とし、建築限界は表 1.2を参照することとする。

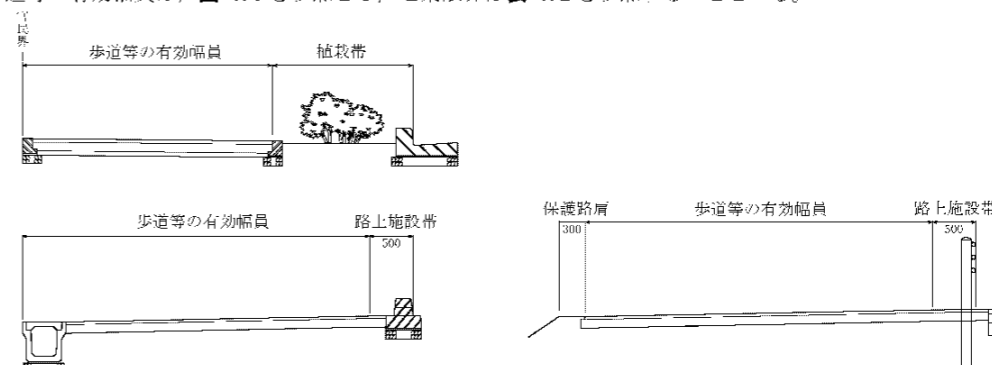


図 1.3 歩道等の有効幅員

表 1.2 歩道等の建築限界

歩道等の建築限界は次の図によるものとする。

歩道	路肩を設ける場合	(1) けなない場合 路上施設を設	車道部の建築限界 2.5m
		(2) ける場合 路上施設を設	車道部の建築限界 路上施設 2.5m
等	路肩を設けない場合	(3) けなない場合 路上施設を設	車道部の建築限界 2.5m 0.25m 0.25m
		(4) ける場合 路上施設を設	車道部の建築限界 路上施設 2.5m 0.25m 0.25m

路肩を設けない場合で路上施設を設けない場合(3)の場合)は、車道の建築限界と歩道等の建築限界とは0.25mだけ重なることになるが、実際には極めてまれなケースである。路上施設を設ける場合は歩道の車道寄りに設けるので、(2)または(4)のようになる。

【適用】 道路構造令の解説と運用, P. 279~280, 平成 16 年 2 月, (社)日本道路協会

第6編 交通安全
6-56

新	旧																																																																																																
<p>4. バス停車帯</p> <p>4.1 適用範囲</p> <p>この手引きは愛知県の実況のバス停車帯の設計に適用するが、第1種、第2種、第3種第1級の道路およびその他の道路にあって、定めのない事項については「道路構造令の解説と運用」により設計するものとする。また、設計にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7)を参照すること。</p> <p>4.2 バス停車帯の設置基準</p> <p>次の各号に該当する場合には、バス停車帯を設けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バスの運行回数が多く、かつ、バスの停車により交通容量の低下が著しい場所。 (2) バスの発着に関連した事故が発生し、あるいは発生するおそれのある場所。 (3) バスの停車により他の車両の安全、かつ、円滑な通行が著しく阻害される場所。 (4) バスの乗降客が多く、利用者の安全性や乗り継ぎなど利便性の確保が望まれる場所。 <p>4.3 バス停車帯の設置位置</p> <p>バス停車帯を設ける場合の本線の平面線形は、直線または標準値以上の曲線半径を持ち、かつ、縦断勾配の小さい区間(2%以下、地形の状況等によりやむを得ない場合は3%以下)でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交差点付近に設置する場合は、原則として交差点の流出側に設け、織り込み長の距離だけ離すものとする。 (2) 単路の横断歩道付近に設置する場合は、原則として横断歩道を超えて10m以上の位置とする。 (3) 次の各号に該当する場所にバスの停車帯を設けてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 横断歩道直前30m以内。 (b) 屈曲部の見通しの悪い場所及びバスの停車により見通しを阻害する場所。 (c) 勾配の急な坂路及びその前後から40m以内。 (d) 踏切の前後30m以内。 <p>4.4 バス停車帯の構造</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バス停車帯の長さ <p>バス停車帯の長さの決定にあたっては表4.1の値を参考にし、本線交通量、利用回数、沿道の状況等を勘案して決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.1 バス停車帯の長さ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計速度 V (km/h)</th> <th colspan="3">第3種の道路</th> <th colspan="3">第4種の道路</th> </tr> <tr> <th>60</th> <th>50</th> <th>40</th> <th>60</th> <th>50</th> <th>40</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速車線長(m)</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>バス停留車線長(m)</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>加速車線長(m)</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>バス停車帯の長さ(m)</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>織込み長(m)</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) バス停留車線長は、バスが滞留することが予想される場合はバス停留1台あたり15mを加算する。</p> <p style="text-align: center;">【適用】道路構造令の解説と運用, P. 638, 平成16年2月, (社)日本道路協会</p> 	設計速度 V (km/h)	第3種の道路			第4種の道路			60	50	40	60	50	40	減速車線長(m)	25	20	20	20	15	12	バス停留車線長(m)	15	15	15	15	15	15	加速車線長(m)	30	25	25	25	20	13	バス停車帯の長さ(m)	70	60	60	60	50	40	織込み長(m)	50	40	30	50	40	30	<p>4. バス停車帯</p> <p>4.1 適用範囲</p> <p>この手引きは愛知県の実況のバス停車帯の設計に適用するが、第1種、第2種、第3種第1級の道路およびその他の道路にあって、定めのない事項については「道路構造令の解説と運用」により設計するものとする。</p> <p>4.2 バス停車帯の設置基準</p> <p>次の各号に該当する場合には、バス停車帯を設けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バスの運行回数が多く、かつ、バスの停車により交通容量の低下が著しい場所。 (2) バスの発着に関連した事故が発生し、あるいは発生するおそれのある場所。 (3) バスの停車により他の車両の安全、かつ、円滑な通行が著しく阻害される場所。 (4) バスの乗降客が多く、利用者の安全性や乗り継ぎなど利便性の確保が望まれる場所。 <p>4.3 バス停車帯の設置位置</p> <p>バス停車帯を設ける場合の本線の平面線形は、直線または標準値以上の曲線半径を持ち、かつ、縦断勾配の小さい区間(2%以下、地形の状況等によりやむを得ない場合は3%以下)でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交差点付近に設置する場合は、原則として交差点の流出側に設け、織り込み長の距離だけ離すものとする。 (2) 単路の横断歩道付近に設置する場合は、原則として横断歩道を超えて10m以上の位置とする。 (3) 次の各号に該当する場所にバスの停車帯を設けてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 横断歩道直前30m以内。 (b) 屈曲部の見通しの悪い場所及びバスの停車により見通しを阻害する場所。 (c) 勾配の急な坂路及びその前後から40m以内。 (d) 踏切の前後30m以内。 <p>4.4 バス停車帯の構造</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バス停車帯の長さ <p>バス停車帯の長さの決定にあたっては表4.1の値を参考にし、本線交通量、利用回数、沿道の状況等を勘案して決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.1 バス停車帯の長さ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計速度 V (km/h)</th> <th colspan="3">第3種の道路</th> <th colspan="3">第4種の道路</th> </tr> <tr> <th>60</th> <th>50</th> <th>40</th> <th>60</th> <th>50</th> <th>40</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減速車線長(m)</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>バス停留車線長(m)</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>加速車線長(m)</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>バス停車帯の長さ(m)</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>織込み長(m)</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) バス停留車線長は、バスが滞留することが予想される場合はバス停留1台あたり15mを加算する。</p> <p style="text-align: center;">【適用】道路構造令の解説と運用, P. 638, 平成16年2月, (社)日本道路協会</p> 	設計速度 V (km/h)	第3種の道路			第4種の道路			60	50	40	60	50	40	減速車線長(m)	25	20	20	20	15	12	バス停留車線長(m)	15	15	15	15	15	15	加速車線長(m)	30	25	25	25	20	13	バス停車帯の長さ(m)	70	60	60	60	50	40	織込み長(m)	50	40	30	50	40	30
設計速度 V (km/h)		第3種の道路			第4種の道路																																																																																												
	60	50	40	60	50	40																																																																																											
減速車線長(m)	25	20	20	20	15	12																																																																																											
バス停留車線長(m)	15	15	15	15	15	15																																																																																											
加速車線長(m)	30	25	25	25	20	13																																																																																											
バス停車帯の長さ(m)	70	60	60	60	50	40																																																																																											
織込み長(m)	50	40	30	50	40	30																																																																																											
設計速度 V (km/h)	第3種の道路			第4種の道路																																																																																													
	60	50	40	60	50	40																																																																																											
減速車線長(m)	25	20	20	20	15	12																																																																																											
バス停留車線長(m)	15	15	15	15	15	15																																																																																											
加速車線長(m)	30	25	25	25	20	13																																																																																											
バス停車帯の長さ(m)	70	60	60	60	50	40																																																																																											
織込み長(m)	50	40	30	50	40	30																																																																																											

道路構造の手引き改定対照表

第6編 交通安全
6-128～

新	旧
<p>12. 自転車通行空間 自転車通行空間とは、自転車道、自転車通行帯、車道混在の自転車の通行に供する空間をいう。 この手引きは愛知県自転車通行空間に関する設計に適用する。なお、定めのない事項については道路構造令および「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7)により設計するものとする。</p> <p>12.1 用語の定義</p> <p>(1) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分(道路構造令第2条)</p> <p>(2) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分(道路構造令第2条)</p> <p>(3) 車道混在 路肩や車道において自転車と自動車を混在通行とする整備形態(「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7))</p> <p>参考 道路交通法との関係</p> <p>(1) 自転車道 道路交通法第2条によると「自転車道」とは「自転車の通行の用に供するため、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された車道の部分(道路構造令第2条)」とあり、車道、歩道などと同様に構造的に明確に区分できることを前提としているので、特に、道路標識等による交通規制は必要とされていないが、これを明確にする必要がある場合には、道路管理者または都道府県公安委員会が道路標識を設置できることとされている。</p> <p>(2) 自転車通行帯 「自転車通行帯」は、道路交通法第20条第2項の規定に基づく普通自転車専用通行帯として、同法第4条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会による交通規制の実施を想定して設けるものである。そのため、道路管理者が自転車通行帯を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会と十分な時間的余裕をもって事前に協議した上で、その整備を図る必要がある。</p> <p>12.2 設置規定 自転車道および自転車通行帯の設置については、第2編 道路幅員によることとする。</p> <p>12.3 自転車道</p> <p>(1) 通行方法 自転車道は一方通行を基本とする。双方通行の適用については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7)を参照すること。</p> <p>(2) 幅員 自転車道の幅員は、2.0m以上を確保することを基本とする。地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合については、1.5mまで縮小することができるが、その際には植樹帯や中央帯等の縮小を検討することとする。また、1.5mを確保できない場合は、自転車通行帯を設置することとする。 なお、路上施設を設置する場合は、上記幅員に施設帯の幅員を加えて自転車道の幅員を決定するものとする(「道路構造令 第10条 自転車道」を参照)。</p> <p>(3) 建築限界 道路構造令(第12条 建築限界)によるものとする。</p> <p>(4) 分離構造 自転車道と車道および歩道との分離は、図12.1を基本とする(「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライ</p>	<p>(新規追加)</p>

新

旧

ン（H28.7）」および「第6編交通安全 1.8 自動車乗入口設置基準」を参照）。

（一般部）

（車両乗り入れ部）



図 12.1 自転車道の分離構造の例

分離工作物としてガードパイプ等を設置する場合は、自転車と自動車、歩行者が互いに存在を認識できるようにガードパイプ等の構造に留意すること。

(5) 縦断・横断勾配

自転車道を車道部に併設する場合、縦断勾配は車道部の縦断勾配に準ずることを基本とする。なお、走行性の観点から縦断勾配は5%以下にすることが好ましいため、車道とは別ルートを設定して異なる縦断勾配を適用することを阻害するものではない。（「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（H28.7）」を参照）

横断勾配は2%を標準とする。

(6) 路面標示等

自転車の通行方向を道路利用者に明確に示すことや自転車通行空間と細街路の交差点等での安全対策のため、図 12.2 のピクトグラムを設置するものとする。設置個所については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（H28.7）」を参照すること。なお、自転車道は構造的に分離されているため、路面の着色はしないことを基本とするが、自転車ネットワーク路線等に指定されている路線であることを示す場合など、必要に応じて着色を行うことができる。

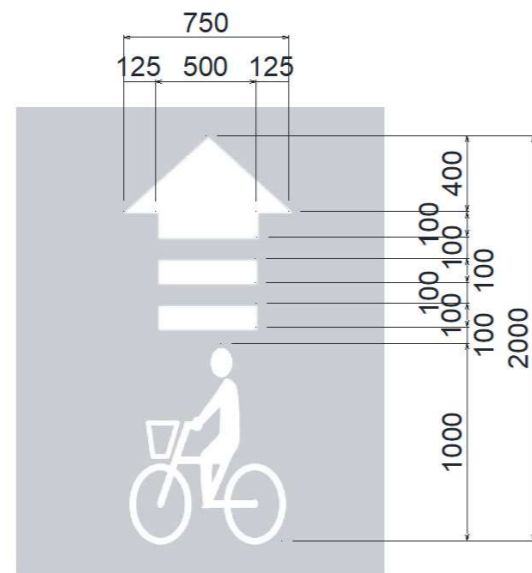


図 12.2 自転車ピクトグラムの形状

また、交差点内においては、自転車の通行位置を明示する目的から、矢羽根を設置することを基本とする。矢羽根の形状および設置間隔は「12.5 車道混在」を参照すること。

(7) 舗装構成

舗装構成はアスファルト舗装を原則とし、詳細は「第4編舗装 6. 歩道・自歩道および自転車道等の舗装」を参照すること。

12.4 自転車通行帯

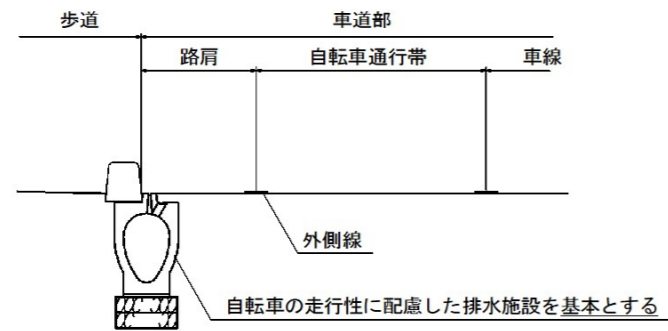
(1) 幅員

自転車通行帯の幅員は1.5m以上とし、左側路肩を確保することを基本とする。

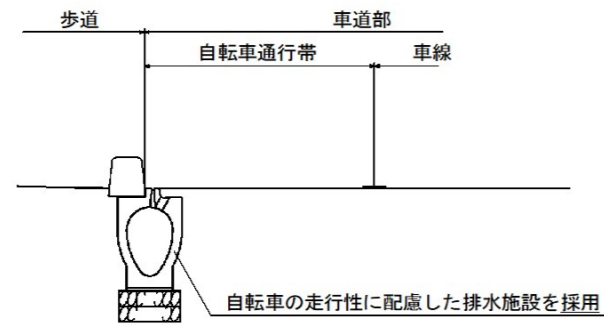
地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合については、1.0mまで縮小できるが、その際には植樹帯、路肩、中央帯等の縮小を検討することとする。

自転車通行帯を設ける道路、または自転車ネットワーク計画の該当路線等において改築が行われる場合には、自転車の走行性に配慮した排水施設の採用を基本とする。また、自転車通行帯内に排水施設（暗渠を除く）を設ける場合は、自転車の走行性に配慮した排水施設を採用するものとする。既設道路の停車帯等を自転車通行帯へ転用する場合についても、自転車の走行性に配慮した排水施設を採用することが望ましいが、改築を行わない場合は、既存の排水施設を路肩として取り扱い、外側線の設置など可能な限り路肩であることを明確にすること。

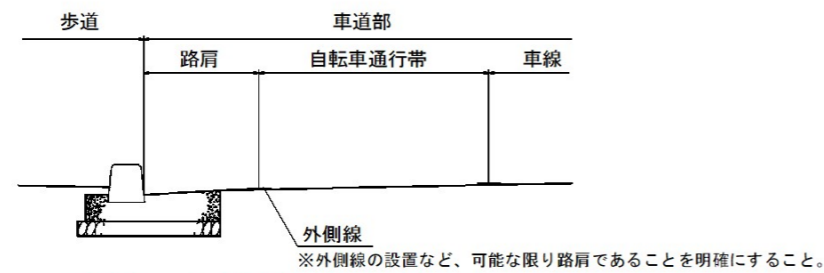
自転車通行帯を設置する際には、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置を検討するとともに、停車帯等を自転車通行帯に転用する場合でも、必要に応じて荷さばきルールの策定促進・荷さばき場や路外駐車場の整備等の取り組みを検討すること。



(a) 基本の横断構成



(b) 路肩を設置しないこととした場合



(c) 既設道路でやむを得ず排水施設の改築を行わない場合

図 12.3 自転車通行帯の横断構成の例

新

旧

(2) 建築限界

自転車通行帯は車道の一部であることから、車道部の建築限界に準ずるものとする。

(3) 分離構造

自転車通行帯と歩道の分離構造は、歩道の分離構造に準ずるものとする。（「第5編 排水・ボックスカルバート 3.5 排水構造」および「第6編 交通安全 1.5.3 歩車道分離方式」を参照）。

(4) 縦断・横断勾配

縦断・横断勾配は車道部に準ずるものとする。

(5) 路面標示等

自転車通行帯は、道路中心線寄りの部分を青色により着色することを基本とする。ただし、自転車通行帯幅が広い場合など、現地の状況等を踏まえ適切に対応することとする。

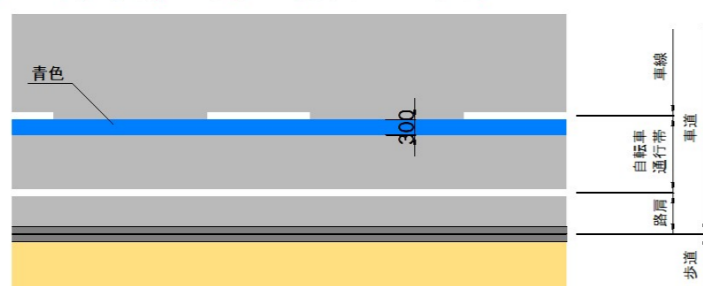


図 12.4 自転車通行帯の着色方法

自転車の通行方向を道路利用者に明確に示すことや自転車通行空間と細街路の交差点等での安全対策のため、図 12.2 のピクトグラムを設置するものとする。設置箇所については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7)を参照すること。

また、交差点内においては、自転車の通行位置を明示する目的から、矢羽根を設置することを基本とする。矢羽根の形状および設置間隔は「12.5 車道混在」を参照すること。

(6) 舗装構成

舗装構成は車道部に準ずるものとする。

12.5 車道混在

(1) 適用箇所

車道混在による整備については、基本として「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (H28.7)」によることとするが、自転車の安全な通行を促すことが必要な箇所では適宜採用することができる。

新

旧

(2) 路面標示等

車道混在とする場合は矢羽根を設置することを原則とし、図 12.5 の形状を標準とする。なお、安全性の観点から外側線より車道側や交差点内においては夜間視認性向上タイプを標準とする。また、道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路（生活道路など）では、必要に応じて、縮小タイプを用いてもよい。

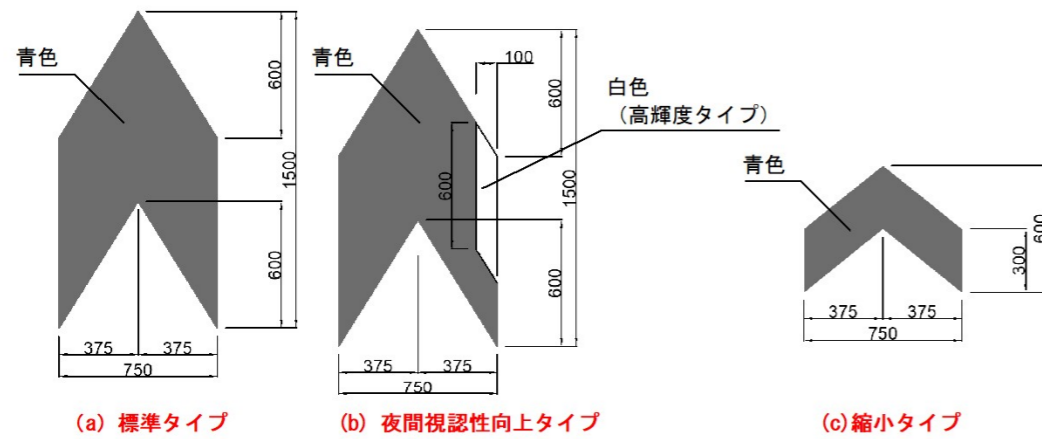


図 12.5 矢羽根の形状

また、自転車の通行方向を道路利用者に明確に示すことや自転車通行空間と細街路の交差点等での安全対策のため、図 12.2 のピクトグラムを設置するものとする。設置個所については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(H28.7)を参照すること。

矢羽根の設置間隔は 10m 間隔を標準とし、交差点部においては 5m を標準とする。ただし、直線区間においては 20m 間隔とすることができる。

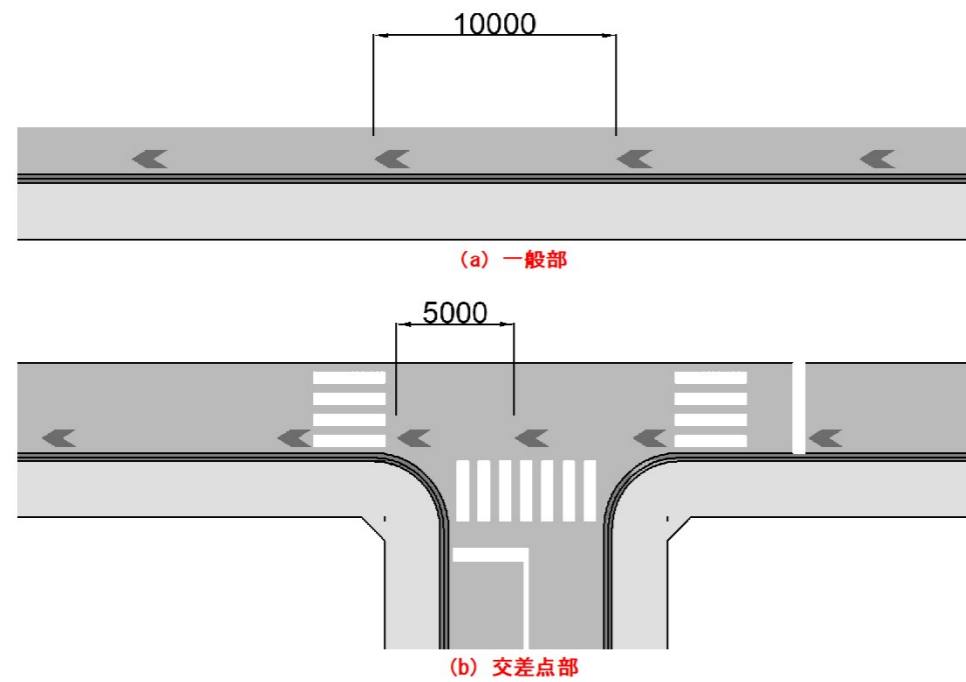


図 12.6 矢羽根の設置間隔

矢羽根等の設置位置は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (H28.7)」を参照すること。

新	旧
<p>自転車通行帯との混同を避けるため、帯状の着色は行わないこととする。ただし、将来的に自転車専用通行帯の規制が想定される道路においては、帯状の着色とすることができる。その際の着色方法は「6章 交通安全 12.4 自転車通行帯」によるものとする。</p> <p>12.5 サイクルスポーツや観光を主眼に置いた整備</p> <p>サイクルツーリズムの推進等を目的とした走行環境整備を行う場合については、国土交通省が規定するナショナルサイクルルート指定の評価項目に準拠した整備を採用することができる。ただし採用にあたっては、愛知県自転車活用推進計画または市町村の自転車ネットワーク計画において位置づけを明確にするとともに、整備に際して道路維持課に相談することとする。</p>	